

三鷹市では、保健センターで実施する歯科健診で「歯科医師が必要と認めたお子さん」に対し、フッ素塗布などの予防処置を実施しています。

予防処置に関するご質問は、歯科衛生士にお声かけください。

【フッ素塗布について】

フッ素には歯を強くする効果がありますが、その効果を十分得るために以下のお子さんを対象としています。

※ お口をしっかりと開けていられる

歯面にフッ素を確実に行き届かせるため、塗布はお口の中を乾燥した状態で行う必要があります。

また、歯ブラシでの塗布になるので、歯みがきを嫌がるお子さんへの塗布はお勧めしていません。

※ 卒乳されている方で食事やおやつの管理が、しっかりできている

フッ素はあくまで補助的なものです。

フッ素を塗布しても、お家での食事やおやつの選び方に気をつけないと、予防効果は期待できません。

その他の注意

※ お口に含んだものが吐き出すことができないとフッ素塗布を行うことはできません。

※ むし歯になってしまった歯には、塗布することができません。

※ 新規歯科健診ではフッ素塗布を行うことができません。

※ 健診日と同日塗布になります。

(3歳児歯科健康診査では、同時塗布は行っておりません。)

フッ素塗布を希望されるかたは、仕上げ歯みがきの練習や、歯みがき粉の味に慣れるなど、お家で練習をしましょう。

